

【赤穂海浜公園に関する質問と回答】

(R4.1.28)

No.	質問	回答
(1)	海岸についても提案してよいのか。	海岸は当課の所管ではないので、提案いただいても実際に出来ない可能性があります。 また「海水浴」は赤穂市、「潮干狩り」は漁業権を所有する赤穂市漁業協同組合が運営を行っているため、協議調整が必要になります。
(2)	赤湖、白湖は海水か。	湖は汽水になります。
(3)	赤湖、白湖の水位は潮の干満の影響を受けるか。	水門があるので潮の干満の影響は受けません。 (補足：大雨の際の雨水流入による水位上昇はあります。現在は指定管理者に雨水時の水位管理を行ってもらっています。)
(4)	公園から海水浴場、潮干狩り場へは直接行くことが可能か。	可能です。門扉があるところから出入りしてもらっています。
(5)	海岸に海の家はあるか。	海の家はありませんが、海岸端に白い建物があり、そこに赤穂市管理のシャワーや更衣室、トイレがあります。
(6)	赤穂海浜公園の維持管理費を教えてください。県(市及び国があれば)の持ち出し費用(収支の差額分)の年間合計金額。 県立公園を維持管理するのにどれだけの金額を補填しているかを各公園ごとをお願いいたします。	各公園の維持管理費については、県HPを参照ください。 (https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/pa06_000000080.html) なお、新型コロナウイルスまん延により県が公園に規制をかける場合など特別な事情があれば、その範囲で補填を行う場合があります。
(7)	タテホわくわくランドの大観覧車の解体後、「タテホわくわくランド」「わんぱくキッズエリア」は、どのような計画でリニューアルし、どれぐらいの集客、売上を予想しているのか、また、その根拠として、どのようにして集客させると考えているかを教えてください。	現在のところ、「タテホわくわくランド」の大観覧車の跡地には県が遊具等を設置する予定ですが、具体的な事業実施にあたっては、民間からの提案や投資を期待していることから、自由に検討していただいて結構です。また、「タテホわくわくランド」にある乗り物等の施設は(公財)兵庫県園芸・公園協会の設置管理許可施設のため、運営計画やリニューアル計画については県ではお答えできません。
(8)	地元の組合等と連携して、「水産物直売所」のような店舗を誘致することは、可能でしょうか。	可能です。
(9)	「ファミリーパター場」「動物ふれあい村」「自由広場」と「海水浴場」「潮干狩り」及び「砂浜海岸」(※管理運営者が異なる場所)エリアを一つのキャンプフィールド(キャンプ・グランピング・BBQ等)として、企画提案するのは、可能でしょうか。	「ファミリーパター場」「動物ふれあい村」「自由広場」を含め一つのキャンプフィールドとして提案可能です。なお、赤穂海浜公園区域外にある南側の海岸は、海岸保全区域であり、利活用の内容によって海岸法に基づく申請が必要となります。 また、海岸の西側エリアでは、「海水浴」は赤穂市、「潮干狩り」は漁業権を所有する赤穂市漁業協同組合が運営を行っているため、内容によっては調整が必要になります。
(10)	「バードウォッチング」を施設内の「赤湖」「白湖」で、楽しめるようにすることは、何か一工夫加えればまたは、何か考えれば、可能でしょうか。それに合わせて、湖周りを「湖とバードウォッチング・レストランIN AKO」をするのは、可能でしょうか。	湖周りをバードウォッチングの場やレストランとして提案いただくことは可能です。過去にイベントで野鳥観察会を実施したこともあります。
(11)	自主事業収入の内容について、項目別(自動販売機、物販、飲食店経営、行催事、その他収益事業(できれば具体的に))の内訳を開示いただくことは可能でしょうか。	現指定管理者である(公財)兵庫県公園・園芸協会の各事業については、内閣府サイト「公益法人information」(https://www.koeki-info.go.jp/konosite_n1.html)より事業報告等の閲覧請求をしていただくことにより閲覧が可能です。
(12)	月別公園利用者数の実績(過去5年、あれば施設毎の内訳)についてご教示ください。	希望者には可能な範囲で情報提供します。公園緑地課にお問合せください。
(13)	公園で現在活動されており、今後も連携・配慮が必要な団体(ボランティア団体、公園愛護会、NPO等)がありましたら、その概要と活動内容についてご教示ください。 同様に現在(コロナ前含む)実施している定例のイベントで今後の継続実施が期待されるものがありましたら、その内容、実施主体、実績についてご教示ください。	「市民のタベ(花火大会)」「赤穂かきまつり」「マラソン・トライアスロン大会」や「凧あげ大会」など地元市や団体等と連携し、毎年開催しているイベントについては原則として継続実施をお願いします。 なお、活動団体や各イベントの詳細等については、ご希望により別途提供します。
(14)	公園に公園管理者以外の者が設置・管理している公園施設、所有している財産について、民間事業者が新たに指定管理者となる場合に継承が必要か?継承の場合有償か無償か?民間事業者が公園の利活用を図る上で当該施設等が支障となる場合は現所有者等の責において撤去されるのか?その場合撤去の時期は?について、お考えをご教示ください。	都市公園法第5条に基づく許可を得て公園管理者以外の者が設置・管理している施設(以下、「許可施設」という)については、許可を受けた者が管理することになるため、継承する必要はありません。 なお、許可施設が民間事業者の利活用に当たり支障となる場合の取扱いについては、別途協議させていただきます。

【赤穂海浜公園に関する質問と回答】

(R4.1.28)

No.	質問	回答
(15)	自由広場の活用についてグランピングやキャンプ場が例示されていますが、既存のオートキャンプ場との調整・連携が必要と思われます。今回の提案において既存のオートキャンプ場との一体的な運営や、既存施設の改修の可否について、お考えをご教示ください。	現在、既存のオートキャンプ場は管理許可にて指定管理者が運営管理を行っており、特段の調整は不要です。グランピングとオートキャンプ場の一体的な運営管理や連携による、効果的・効率的な管理運営についても提案を期待します。オートキャンプ場については直近の改修予定はありませんが、新規施設の設置や新たな自主事業を提案いただくことも可能です。
(16)	各公園のリニューアル計画をお示しいただいていますが、これらが実施されることを前提とした事業提案を行うと考えてよろしいでしょうか。	リノベーション計画の方針に基づき事業を進めていく予定ですが、具体的な事業実施にあたっては、民間からの提案や投資を期待していることから、自由に検討していただいて結構です。提案内容とリニューアル計画とのすり合わせ等については、個別事案ごとに別途協議させていただきます。